

平成 30 年 2 月 20 日

農林水産省

消費・安全局

平成 29 年度第 2 回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会の概要について

農林水産省は、平成 29 年 12 月 11 日（月曜日）に、平成 29 年度 第 2 回 国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」という。）を農林水産省共用第 1 会議室で開催しました。今回は、本年 9 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 国際獣疫事務局（OIE）及び OIE コードについて

- ・メンバーからアニマルウェルフェアに関する OIE コードの国際的な強制力について、SPS 協定との関係はどうなるのかという質問がありました。これについて、事務局からアニマルウェルフェアは SPS 協定の対象外であるが、TBT 協定などその他の WTO 協定との関係については明確になっていないと回答しました。

2. OIE コード改正・新設案について

(1) アニマルウェルフェアの勧告に係る序論

- ・メンバーから新たに挿入された「死亡する環境」には、と畜や淘汰も含むのかとの質問がありました。これについて事務局から、アニマルウェルフェアの章には、と畜や淘汰もあることから、そのように解釈していると回答しました。
- ・メンバーから「刺激のある環境」というのは、豚が地面を鼻で掘ることができるような環境であるのかとの言葉の解釈について質問がありました。これについて事務局から、そのような解釈で良いと考える旨回答しました。
- ・メンバーから「身体的及び心理的状态」の測定指標はコードに記載があるのかという質問がありました。これについて、事務局から畜種ごとの章で具体的に定められていると回答しました。
- ・メンバーから、全体的に具体性が乏しいため、具体的な記述を増やすべきであると意見がありました。

(2) アニマルウェルフェアと豚生産システム

- ・メンバーから卵巣摘出について世界的には一般に行われているのか、また卵巣機能を免疫学的に抑制する製品が世界では利用可能となっているのかという質問がありました。これについて、後日確認してお伝えすると回答しました。
- ・メンバーから文章が全体的に、ある現状に対して、こうすべきであるという論理構成ならば理解できるが、記述によっては単なる紹介にすぎない箇所もあり、本

コードの位置づけが曖昧であるため、より踏み込んだ内容にするべきであると OIE へコメントを出すべきではないかという意見がありました。これについて、事務局から、必要に応じて表現の明確化や内容の詳述を求めていきたいと回答しました。

- メンバーから豚の去勢に関して、現状に則した日本の方針をコメントとして提出できないのかという質問があり、必要があれば科学的根拠とともに提出することになると回答しました。

(3) アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

- メンバーから裏庭という言葉の意味について質問がありました。これについて事務局から、back yard の直訳であると回答しました。
- メンバーから「飼育密度」の具体的な指標の有無について質問がありました。これについて事務局から、現行のコード案では具体的な数値は示されていないが、科学的根拠があれば今後検討される可能性がある旨回答しました。
- メンバーから「換羽中の死亡鶏数の合計が、通常の群れの死亡鶏数の変動を超えるべきではない」とあるが、“死亡鶏数の変動”とは何を指しているのかという質問がありました。これについて事務局から、換羽中ではない期間の通常の飼養管理の期間中における、その群れの日々の変動の幅と比較し、明らかに死亡率が高くなってはいけないということであると回答しました。
- メンバーから「人道的な殺処分」の定義の有無について質問がありました。これについて事務局から、後日確認してお伝えする旨回答いたしました。
- メンバーから、採卵鶏のコードが議論されることは非常に重要であるが、採卵鶏のコードに関しても勧告が分かりづらく、教科書レベルとなってしまっており、世界基準となるものであれば、ケージや飼育システムについて記載されるべきであると意見がありました。これについて事務局から、OIE のコードは貿易の過剰な制限を回避するための最低限の基準であるということが根底にあり、日本からも必要に応じて実態に即した受入可能な基準を求めていくことになると回答しました。
- メンバーから、日本の現状ではこのコード案でもままならず、貿易障壁になるためコメントを提出するべきではないかと意見が出されました。これについて事務局から、データや科学的根拠に基づいたコメントを提出することが、日本の現実に合った形で国際基準を変えていく一つの手であると回答しました。
- メンバーから、アニマルウェルフェアに関連した異常を発見するためのサーベイランスの視点があっても良いのではないかという意見が出されました。これについて事務局からアニマルウェルフェアの観点からのサーベイランスについてもコメントを検討したいと回答しました。

(4) 動物衛生サーベイランス

- 第 8 条の「早期摘発システム」について、既知の疾病の症状だけを想定するのではなく、未知の異常をどう発見するかという考え方を項目として入れるべきだとの指摘がメンバーからありました。

(5) ゾーニング及びコンパートメント化

- ・メンバーから、第6条の緊急時の一時的な防護地域の設置において、発生があった際に他の区域の清浄ステイタスに影響を与えないこととできる期間の「2潜伏期間」について、疾病の感染経路によっては2潜伏期間では十分でないとの指摘があり、他のメンバーからも2潜伏期間が適用されない場合の例示とともにその指摘が支持されました。さらに、2潜伏期間が適用できる、感染経路が動物—動物感染のみである場合であっても、前提として「十分に感度の高いサーベイランスが実施されている」ことが必要であるとの指摘がありました。これに対し、事務局より、OIE へのコメントとして検討したい旨を伝えました。

(6) ワクチン接種

- ・ある国がワクチン接種を実施した際に、その背景としてワクチン接種の適用の判断に至ったりリスクの変化を評価するため、輸入を一時停止できる旨を再度確認したいという前回日本から提出したコメントに対して OIE 側から回答が無かったことについて、再度確認してはどうかと意見がメンバーからありました。これについて、事務局から今回のコメントに盛り込むか検討する旨回答しました。

(7) コード委員会の活動計画について

- ・メンバーからペットフードの証明様式について、何を証明するものなのかという質問がありました。これについて、疾病の拡大を防ぐための証明様式である旨事務局から回答しました。
- ・シガトキシン産生性大腸菌 0-157 について OIE で議論されることはとても重要であり、日本の患者数の減少に繋がれば良いが、菌株が 0-157 のみに限定されるべきではないと意見がありました。これに対して、事務局から、今後の議論を見守っていききたい旨回答しました。

3. その他の質疑応答

- ・畜産分野で使用される抗菌剤と One Health の考えや、アニマルウェルフェア等について消費者もより詳しく知りたいと考えており、OIE 等の国際機関で定められた基準の具体化が重要であるという意見がメンバーからありました。これについて、事務局から消費者の方に理解いただけるよう関係省庁で連携して取組んでいきたいと回答しました。
- ・鳥インフルエンザに関して、農場や地域単位でのバイオセキュリティ強化も重要であるが、発生国から飛来する野鳥の対策が必要であるという意見がメンバーからありました。これについて、事務局から OIE や近隣国と協力して対策していききたいと回答しました。
- ・採卵鶏のアニマルウェルフェアに関する章が採択に付される時期について質問がありました。これについて、加盟国の議論がある程度収束してからになりそうである旨回答しました。
- ・アニマルウェルフェアに関する OIE コードについて、先進的な現場と比べるとかけ離れたものとなっているため、実態を踏まえたコードにするべきではないか、という意見がありました。これに対して、各国の状況も鑑み、現実に即した内容

となるよう意見を出していきたいと回答しました。

- メンバーから、欧米では食品安全機関もアニマルウェルフェアに関与しているため日本でも同様の取組があっても良いのではないか、という意見がありました。また、別のメンバーから、食の安全の観点からもアニマルウェルフェアについて議論があるべきだという意見がありました。
- アニマルウェルフェアに関して、各国で背景としている事情が異なるため、OIEコードに対する対応が異なることは当然であり、日本として実現可能な方法を模索して欲しいという意見がありました。